

利尻郡清掃施設組合障害者活躍推進計画

機関名	利尻郡清掃施設組合
任命権者	組合長 田村 祥三
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
利尻郡清掃施設組合における障害者雇用に関する課題	利尻郡清掃施設組合においては、職員総数が10人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。
目 標	
採用に関する目標	今後、障害者に限定した募集・採用を行う見込みはないが、当組合に在籍している職員に対して、障害者雇用に関する理解の促進を図る
定着に関する目標	なし（今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。）
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
組織面	○障害者雇用推進者として清掃施設組合課長を選任する。
人材面	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3か月以内に選出するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
○身体障害等により、従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
職務環境	○採用した障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じる場合は、障害者からの要望を踏まえつつ過度な負担にならない範囲で適切に実施する。
募集採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。

働き方	○各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進することとする。
キャリア形成	○本人の設定した目標や経験に応じた業務分担や職務選定を検討することとする。
その他の人事管理	○通勤手段について、個々の状況に応じて、柔軟に対応する。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者徒なった者）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院等への配慮、働き方及びキャリア形成のあり方について調整を行う。
4.その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への注文等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。